秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第２条第１項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第２条第３項の規定により公告する。

令和８年10月１日

秋田市長　沼　谷　　純

１　公の施設の概要

(1) 名称

秋田市老人福祉センター

(2) 所在地

秋田市八橋南一丁目８番２号

(3) 設置目的

老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造３階建　延床面積2,548.80㎡

(5) 主な施設設備

事務室、機能回復訓練室、浴室・脱衣室、和室、図書コーナー、会議室など

２　指定管理者が行う管理の業務

(1) 秋田市老人福祉センター条例（平成３年秋田市条例第11号）第３条各号に掲げる次の事業の実施に関する業務

ア　生活相談および健康相談に関すること。

イ　生業および就労の指導に関すること。

ウ　機能回復訓練の実施に関すること。

エ　教養講座等の実施に関すること。

オ　老人クラブその他の福祉関係団体の援助等に関すること。

カ　その他老人の福祉を増進するため必要と認める事業に関すること。

(2) センターの使用の許可に関する業務

(3) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務

(4) センターの施設および附属設備等の維持管理に関する業務

(5) その他市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

3　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（予定）

4　申請に必要な資格等

(1) 有資格条件

秋田市内に本店を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であること。

(2) 欠格事項

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後２年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

イ　秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第３条第２項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない団体

ウ　申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

エ　申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

オ　秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ　市税に滞納がある団体

5　募集要項等の交付

募集要項等は、秋田市ホームページからの入手を原則とする。

（https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1017051/1031949.html）

また、希望者には、７(2)に掲げる場所で直接交付するが、その場合は、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第１条第１項に規定する休日を除き、令和８年10月１日（木）から同月30日（金）までの午前９時から午後４時45分まで交付する。

6　説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の団体は、事前に９(4)の問合せ先に連絡すること。

7　申請の手続

(1) 提出期限

令和８年10月30日（金）午後４時45分

(2) 提出場所

郵便番号010－8560　秋田市山王一丁目１番１号

秋田市福祉保健部福祉総務課（電話018－888－5657）

(3) 提出方法

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、上記(2)の提出場所へ持参又は郵送すること。

ア　指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　公の施設の管理に関する事業計画書（別紙１）

ウ　公の施設の管理に関する収支予算書（令和８年度分）（任意様式）

エ　定款、規約又はこれらに類する書類（任意様式）

オ　登記事項証明書（申請書を提出した日から３か月以内に発行されたもの。写し可）（当該証明書）

カ　財務の状況を示す書類（直近の会計年度のもの）（任意様式）

キ　誓約書（別紙２）

ク　市税に係る完納証明書（直近のもの）（当該証明書）

ケ　その他市長が必要と認める書類

※従業員の配置および勤務体制の分かるもの（別紙３。他は任意様式）

(4) 提出部数

正本１部、副本10部を提出すること（副本は複写で可）。

８　選定の方法および基準

(1) 福祉保健部指定管理者選定・評価委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア　市民の平等な利用が確保されること。

イ　公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ　効率的な管理が行われること。

エ　適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ　その他公の施設の設置の目的又は性質に応じ、必要と認めて定める基準

(2) 選定は令和８年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

９　その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(3) 詳細は、募集要項による。

(4) 問合せ先

秋田市福祉保健部福祉総務課（電話018－888－5657）